

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）及び本件に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県病院事業管理者 挾間 章博

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式3。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の(2)へ郵送（必着）、持参又は電子メールにより提出し、当該資格の確認申請をすること。なお、郵送により提出する場合には、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。電子メールによる場合の送信件名は、「【参加資格申請】大野病院敷地土壌調査業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。持参による受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。

- (1) 福島県に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿等）の写し。
- (2) 土壌汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関であることを証する書類の写し
- (3) 本業務の従事予定者が土壌汚染対策法第33条で規定する技術管理者であることを確認できる書類（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条1項に規定する技術管理者証）の写し及び、当該従事予定者の所属を確認出来る書類（社員証等）の写し

5 入札書の提出期限等

- (1) 現場説明会は行わない。

- (2) 資格確認申請書及びその添付書類の提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年4月21日（月）午後5時

イ 提出先 〒960-8043

福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館4階

福島県病院局病院経営課

電子メール byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp

- (3) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所 令和7年5月9日（金）午後1時30分 福島県病院局会議室（福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館4階）

なお、郵送による入札は、不可とする。

- (4) 開札の日時及び場所 令和7年5月9日（金）午後1時30分 福島県病院局会議室（福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館4階）

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式5）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式4）の写し
  - イ 委任状（様式6） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。なお、押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
  - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、委任者及び受任者双方の押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

## 7 入札保証金

財務規程第192条第1項第5号に基づき、入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県病院事業管理者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書等を熟知し、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式1）を用い、令和7年4月10日（木）午後5時までに、福島県病院局病院経営課に電子メール又はFAXで提出すること。また、送信件名は「【質問書】大野病院敷地土壌調査業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。

発注者は、令和7年4月16日（水）までに、入札説明書等に関する回答書（様式2）を用い、質問書への回答を福島県病院局ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/kouzi-nyuusatu.html>）に掲載する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式6）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札書も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代え

て当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札（2回実施）を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規程第70条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規程第174条各号（別記1）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規程第176条（別記2）及び第178条（別記3）による。

#### 15 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取消すことがある。

#### 16 契約条項は、契約書（案）及び財務規程による。

## 福島県病院局財務規程（抜粋）

### 別記1（契約保証金の減免）

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第2項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方が、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。以下第192条第1項第2号において同じ。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第192条第1項第2号において同じ。))、とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 固定資産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (8) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 1件300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあっては、100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

別記2（契約保証金の納付等）

第176条 契約権者は、第174条の規定により契約保証金の全部の納付を免除した者を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付を免除した者については、その免除した額を控除した額)を関係の出納取扱金融機関又は関係の企業出納員に納めさせなければならない。

2 出納取扱金融機関又は企業出納員は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収証書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記3（契約保証金の還付）

第178条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品出納権者となるほか、第3章第2節又は第4章の規定の例による。